



令和8年度

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業

事業所用太陽光発電等設置(自己所有)補助金のご案内

環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用し、事業所への屋根置き型太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置(自己所有)補助を行います。

この事業は、事業所への太陽光発電・蓄電池の導入促進を図り、電力由来の二酸化炭素排出量を削減することをめざすものです。

(注意事項)

●設備について

- (1) **補助金交付決定前に事業に着手すると、補助の対象外**となります(申請者と施工事業者等との契約・発注は着手したものととして扱います)。
- (2) **FIT制度(固定価格買取制度)やFIP制度の認定**を受けた設備は**補助対象外**です。
- (3) 太陽光発電設備による**発電電力量の50%以上を自家消費**する必要があります。
- (4) 蓄電池だけの導入は補助対象外です。

●申請、補助対象設備の取り扱い

- (5) 原則として、**申請者自身が申請書を作成し、提出**してください。
【代理申請】申請者から委任を受けた行政書士、または申請者が個人事業主の場合、同居の親族(無償の場合)のみ可。
- (6) 申請は先着順に受け付け、予算額に達した時点で募集を終了します。ただし、募集終了後に交付決定の取消等があった場合の繰り上げ対象とするため、先着順に最大2件分の仮受付を行います(取消や取下げがない場合は補助できません。ご了承ください)。
- (7) 受付の順番は、①郵送の場合は市役所到着日の8:30、③窓口の場合は提出時間によって判断します。ただし、**申請書類が全て揃っている状態で受付**としますので、不備がある場合は受け付けられません。
- (8) **交付申請書の提出期限：令和8年11月30日(月)**
実績報告書の提出期限：令和9年 2月12日(金)

●その他

- (9) 申請する設備について国・市による他の補助金等を受ける場合、補助対象外となります。
- (10) 補助金による導入設備は、**法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する**必要があります。虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金の交付決定取消や返還を求めることがあります。



市 WEB サイト

1. 補助対象設備

以下の要件を全て満たす設備を補助対象とします。

共通事項(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 商用化され、導入実績があること、中古設備でないこと
- 既存設備の増設でないこと(既存設備が自家消費をしない全量売電の場合は増設とは扱わない)
- 設置する事業所における電力使用量を考慮し、適切な出力値の太陽光発電設備の設置や蓄電池設備の同時導入等によって**発電電力量の50パーセント以上を自家消費すること**

太陽光発電設備(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 糸島市内の事業所の屋根に設置するもの
- 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が**50kW未満の設備**であること
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと
- 法定耐用年数(6ページ参照)を経過するまでの間、補助対象設備の導入により取得した温室効果ガス排出削減効果について**J-クレジット制度への登録を行わないこと**
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)に基づく**FIT制度(固定価格買取制度)またはFIP制度の認定を取得しないこと**
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を行うこと(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)

蓄電池設備(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 上記の太陽光発電設備の附帯設備**として導入するものであること(単体の導入は補助対象外)
- 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時にも充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- 1kWhあたりの価格が11万9千円(工事費込み、税抜き)以下となるよう努めること**
※上記の価格以上の場合でも補助対象として扱いますが、複数設備の比較により導入設備を選定するよう努めてください。
- 蓄電容量が20kWh超の業務用蓄電池設備であること
- 糸島市火災予防条例(平成22年1月1日条例第179号)で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること

<注意事項>

①この補助金における事業所とは、糸島市内に所在し、事業活動が行われる家屋をいい、住宅の用に供する家屋(付属する車庫等の家屋、設備を含む。)を除きます。ただし、併用住宅の床面積のうち事業の用に供する床面積が2分の1以上のものは事業所として扱います。

※居住の用に供する床面積が2分の1以上の併用住宅は、住宅用補助の対象となる場合があります。

②**補助金交付決定前に事業に着手すると補助対象外**となります(施工事業者等との**契約・発注は着手扱い**)。

③太陽光発電の設置完了後から一定期間、自家消費量に関する報告をご提出いただくことがあります。

2. 補助対象者

次に掲げる(1)から(6)までの要件をすべて満たす者とします。

(1) 補助対象設備の所有	補助対象設備の設置費を負担し、当該設備を所有する者。
(2) 現に事業活動を営んでいること	交付申請の時点において、補助対象設備を設置する事業所において事業活動を営んでいる者。
(3) 補助対象設備を設置する事業所の所有	次のいずれかに該当する者。 ①補助対象設備を設置する当該事業所の所有者(他の者と共有する場合を含む)。 ②当該事業所への補助対象設備の設置について当該事業所の所有者の承諾を受けている者。
(4) 市税の納税状況	糸島市税を滞納していない者。
(5) 補助金の交付状況	①申請を行う日の属する年度において、本事業の補助金の交付決定を受けたことがない者(補助金の交付を受けられる回数は、各年度につき1回までとする)。 ②本申請における補助対象設備に対して、国費を財源とする他の補助金または糸島市が実施する他の補助金を受けていない者、または受ける予定がない者。
(6) 暴力団の排除	①糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員でない者(法人である場合は、その役員を含む)。 ②糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない者(法人である場合は、その役員を含む)。

※この補助金における『事業者』とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ①会社法第2条第1号に規定する会社 | ②法人税法第2条第7号に規定する協同組合等 |
| ③医療法第39条に規定する医療法人 | ④社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 |
| ⑤私立学校法第3条に規定する学校法人 | ⑥個人事業主 |

3. 補助対象経費

補助対象設備の設置に要する費用のうち、13ページの表に規定する費用が対象です。

【補助対象とならない経費の例】

一般送配電事業者への接続検討申込に係る費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、ソーラーカーポートのうちカーポート部及び設置費用、V2Hやエコキュート及びそれらの設置費用など

4. 補助金の額

補助金の額は、次のとおり決定します。

太陽光発電設備	出力(kW)×50,000円 ※20kW相当額を上限。 ○太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方(kW表示の 小数点以下は切り捨て)で計算します。 ※太陽光発電設備の補助対象経費を太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW表示)で除した1kWあたりの経費が5万円に満たない場合は、その額(千円未満の端数を生じたときは切り捨て)を1kWあたりの補助金の額とします。
蓄電池設備	1kWhあたりの経費の額(=蓄電池の補助対象経費÷蓄電容量<kWh、小数点第2位以下切捨>)が ①189,000円を超える場合 補助金額：1kWhあたり63,000円 ※20kWh相当額を上限。 ②189,000円以下の場合 補助金額：1kWhあたりの補助対象経費の額×20kWh×1/3 ※補助対象経費及び1kWhあたりの経費の額は税抜とする。 ※補助金額に千円未満の端数を生じるときは切り捨てる。

5. 交付申請

補助金の交付を受けたい方は、以下のとおり交付申請書類を提出してください。

申請書類の作成・提出

- 申請書は申請者自身が作成してください。代理申請は、申請者から委任を受けた行政書士または申請者が個人事業主の場合に限り同居の親族(無償で代理申請を行う場合)のみ受け付けます(行政書士法改正により、行政書士以外の方が名目に関係なく有償で代理申請を行うことができなくなりました)。
- 事業所用太陽光発電等設置補助金交付申請書(様式第1号)及び事業計画書に下表の書類を添えて提出。
 - ①郵送、②窓口持参のいずれかで提出してください。

交付申請書の提出期限

令和8年11月30日(月)まで

- 申請は先着順に受け付け、**予算額に達した時点で募集を終了**します。ただし、募集終了後も交付決定取消や取下げがあった場合の繰り上げ対象とするため、最大2件分まで申請書の仮受付を行います。
- 受付の順番は、**①郵送は市役所への書類到着日の8:30、②窓口は提出時間によって判断**します。ただし、**申請書類が全て揃っている場合に受付扱い**とします。

■交付申請書に添付する書類

- ①申請者が事業者であることの確認書類
 - 【法人の場合】
商業・法人登記事項証明書(コピー可。発行から3月以内)
※インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可とする。
 - 【個人事業主の場合】ア及びイ
ア)開業届または直近の確定申告書、市県民税申告書の写し
イ)市長が別途指定する本人確認書類の写し ※7ページに一覧表を記載。
(公的機関が発行した顔写真つきの書類) 1点提出
マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード等
(公的機関が発行した顔写真つきの書類がない場合) 2点提出
国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認証、年金手帳・基礎年金番号通知書等
- ②委任状(申請を委任する場合)に加え、以下の書類
受任者が行政書士の場合…行政書士証票の写し
受任者が個人事業主の同居の親族の場合…受任者の本人確認書類の写し
- ③設備設置費用の見積書の写し
 - ア)導入設備・機器の名称、型番、数量、発電容量や蓄電容量が記載されているもの(補助対象設備を一式とは記載しないこと)
 - イ)設備費及び工事費に値引きがある場合は、値引き後の額をもとに作成しているもの(やむを得ず見積書に値引き前の額及び値引き額が記載される場合は、値引きの対象となる設備・機器、工事等ごとに値引き額を記載した内訳書を別途添付すること)
- ④補助対象設備の設置予定図
 - ア)太陽電池モジュールの取付位置・方法等を記載した屋根伏図
 - イ)パワーコンディショナー、蓄電池ユニット、リモコン等のシステム構成機器及び附帯設備の設置位置を記載した平面図または間取図
- ⑤施工前のカラー写真
※指定様式に貼付(写真のみの提出は受け付けられません)。別に定める注意事項に沿って撮影すること。
- ⑥その他市長が必要と認める書類(申請内容によって追加書類を求めることがあります)

交付決定

- 受付後、申請内容の審査を経て補助金交付の可否を決定し、申請者に通知します。
 - 申請受付から補助金交付の可否決定までに要する標準的な期間は約1か月です。
- ※交付決定前に設備設置施工事業者等と契約を締結した場合、補助対象外**となります。

6. 実績報告

補助対象設備の設置完了後、すみやかに実績報告書類を提出してください。

補助事業の完了日

- 施工事業者に対する補助対象設備の設置工事にかかる代金の支払日、または施工事業者から補助事業者に対する補助対象設備の引き渡しが行われた日のいずれか遅い日とします。

実績報告書の提出

- 補助事業の完了後、事業所用太陽光発電等設置**補助金実績報告書**(様式第5号)に下表の書類を添えて提出。交付申請書類と同様に、①郵送、②窓口持参のいずれかで提出してください。

実績報告書の提出期限

令和9年2月12日(金)まで(補助事業の完了日以後、左記の期限までに提出)

■実績報告書に添付する書類

- ①設備設置に関する契約書(注文書等)の写し
- ②代金等の支払を証する書類(領収書または銀行振込明細書)の写し
- ③補助対象設備の設置図(屋根伏図、平面図または間取図に設置状況を記載したもの)及び単線結線図
※単線結線図は、一般送配電事業者に提出した系統連系資料のもの。
- ④登録小売電気事業者との非FIT売電契約書の写し
※余剰売電を行う場合に提出(FIT・FIPの認定を受けた売電は不可)。
※余剰売電を行わない場合は「系統連系承諾書」または「系統連系に係る契約のご案内」の写しを提出。
- ⑤施工後のカラー写真
※指定様式に貼付(写真のみの提出は受け付けられません)。別に定める注意事項に沿って撮影すること。
- ⑥その他市長が必要と認める書類(申請内容によって追加書類を求めることがあります)

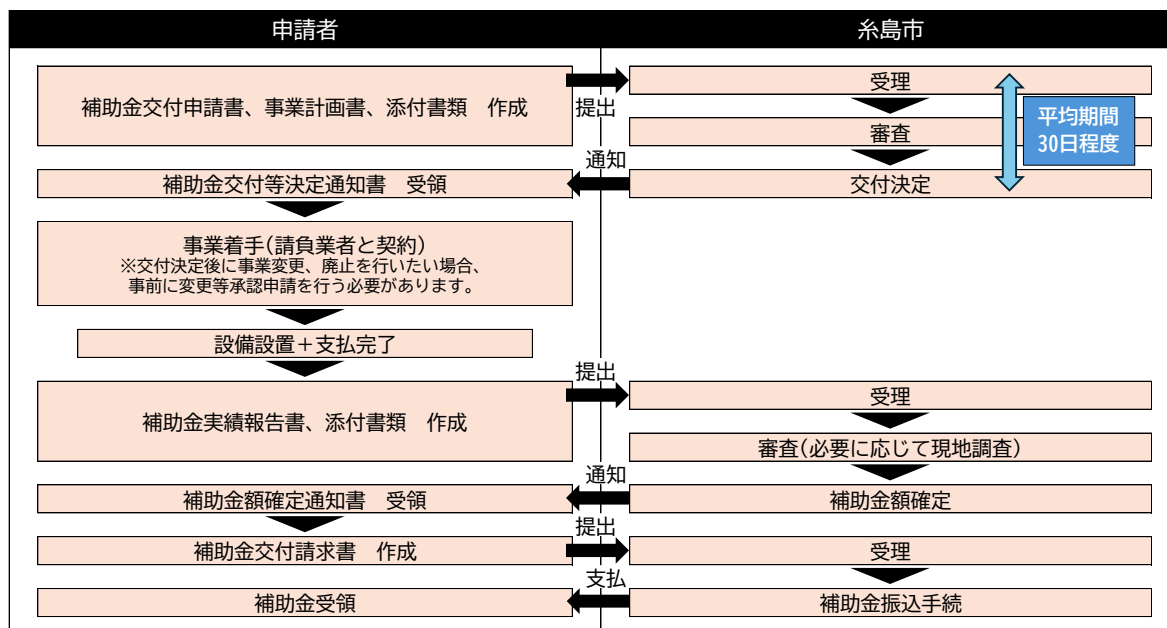
補助金額の確定

実績報告書の受付後、審査(必要に応じて現地調査)を経て補助金額を確定し、補助事業者に通知します。

7. 補助金の交付

補助金額確定通知を受けた補助対象者は、通知を受けた日以後に、事業所用太陽光発電等設置**補助金交付請求書**(様式第7号)を市長に提出してください。①郵送、②窓口持参のいずれかで提出してください。
請求書には、法人名(個人事業主の場合や屋号)に加え、代表者名の記入と代表者職印の押印を忘れないでください。補助金は原則として補助対象者の銀行口座へ振り込みます。

【補助金申請～補助金支払までの流れ】



8. 設備設置完了後の注意事項

補助金を活用して導入した設備については、その目的に沿って適正に利用していただく必要があります。

取得財産等の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得した財産等について**管理台帳を備え**、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効率的運用を図らなければなりません。

財産処分等の制限

補助対象設備の**法定耐用年数は、太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年**です。補助事業者は、法定耐用年数を経過する前に、取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、または取壊し(財産処分等といいます。)を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。内容に応じて財産処分納付金をお支払いいただく場合があります。

自家消費量の報告

市が発電電力量や自家消費量等の実績について報告を求める場合、報告書を提出していただく必要があります。発電量や売電量等の資料を保管しておいてください。

※未報告や50%以上の自家消費が確認できない場合は、補助金を返還していただくことがあります。

関係書類の保管

補助事業の完了年度の翌年度から起算して、補助対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります(データ保管が可能なものは、データで構いません)。

9. 添付書類の解説

(1) 市長が指定する本人確認書類について【交付申請に必要】

本申請において市長が指定する本人確認書類は、以下のとおりとします。

- ① 公的機関が発行した顔写真付き本人確認書類であれば、いずれか **1点の写し**
- ② 公的機関が発行した顔写真付き本人確認書類を所持していない場合は、いずれか **2点の写し**

【公的機関が発行した顔写真付き本人確認書類の場合】	
① マイナンバーカード(個人番号カード)表面のみ	⑦ 療育手帳
② 運転免許証	⑧ 戦傷病者手帳
③ 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付分)	⑨ 船員手帳・海技免状・小型船舶操縦免許証
④ パスポート(旅券)	⑩ 猟銃・空気銃所持許可証
⑤ 身体障害者手帳	⑪ 在留カード
⑥ 写真付き精神障害者保健福祉手帳	⑫ 特別永住者証明書
⑬ 官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日または住所が記載され、かつ、写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの。	
【公的機関が発行した顔写真付き本人確認書類を所持していない場合】	
① 国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認証	⑨ 児童扶養手当証書
② 介護保険の被保険者証	⑩ 特別児童扶養手当受給証明書
③ 健康保険日雇特例被保険者手帳	⑪ 出生届済証明の記載がある母子健康手帳
④ 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の資格確認証	⑫ 写真付きでない精神障害者保健福祉手帳
⑤ 私立学校教職員共済制度の資格確認証	⑬ 官公署が発行した書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの
⑥ 年金手帳・基礎年金番号通知書	⑭ 法人(国及び地方公共団体の機関を除く。)が発行した顔写真付きの身分証明書
⑦ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書	⑮ 学校教育法に規定する学校、専修学校又は各種学校が発行した顔写真付きの学生証
⑧ 共済年金又は恩給の証書	⑯ 前各号に掲げる書類に類するものであって、市長が適当と認めるもの

(2) 設備設置費用の見積書の写しについて【交付申請に必要】

設置工事を発注する予定の設備業者から以下の内容に合う見積書の提供を受けて提出してください。

- ① 導入予定設備は、補助金の要件に適合する必要があります。
- ② 導入設備・機器の名称、型番、数量、発電容量や蓄電容量が記載されていること。
- ③ 補助対象設備を「一式」とは記載していないこと。
- ④ 設備費及び工事費に値引きがある場合、値引き後の額をもとに記載されていること。

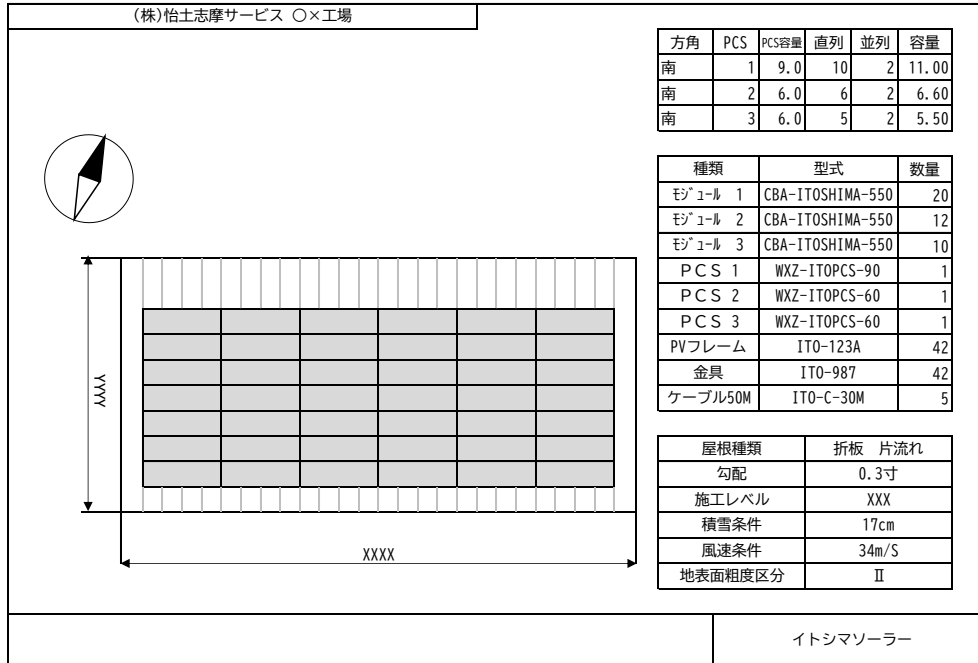
※やむを得ず見積書に値引き前の額及び値引き額が記載される場合は、値引き対象となる設備・機器、工事等ごとに値引き額を記載した内訳書の提供を受け、添付してください。

(3)補助対象設備の設置予定図及び補助対象設備の設置図について【交付申請及び実績報告に必要】

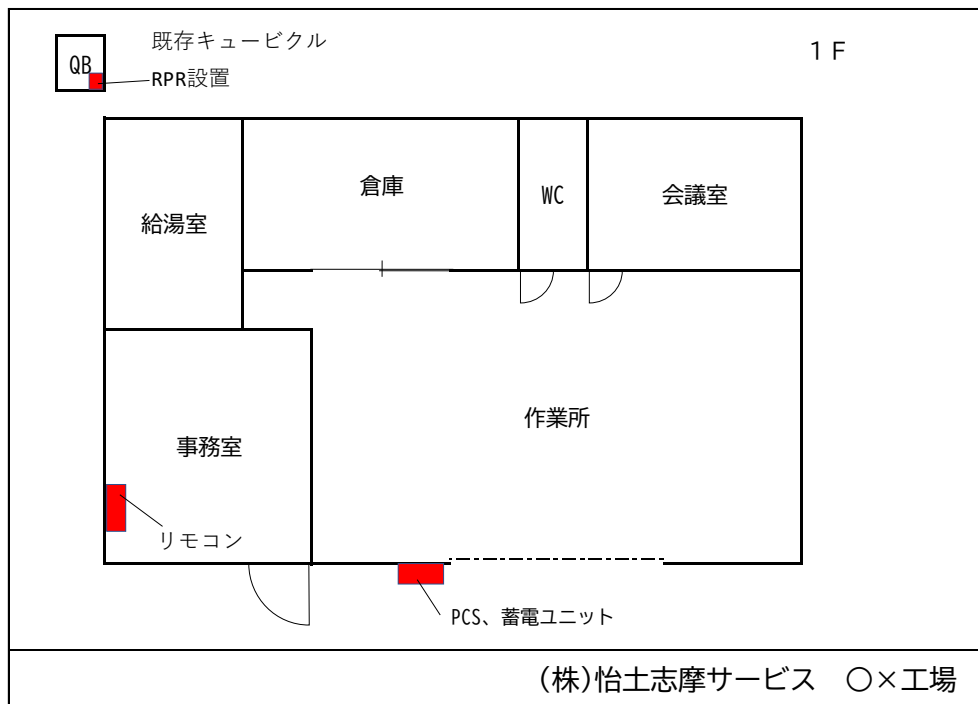
交付申請時は、設置工事を発注する予定の設備業者から設置予定図を、実績報告時は契約して設備設置を発注した設備業者から設置図の提供を受けて提出してください。

※以下の図面は例示です、記載事項に漏れがなければメーカー作成のもので構いません。

①例：太陽電池モジュールの取付位置・方法等を記載した屋根伏図【交付申請及び実績報告に必要】



②例：パワーコンディショナー、蓄電池ユニット、リモコン等のシステム構成機器及び付帯設備の設置位置を記載した平面図または間取図【交付申請及び実績報告に必要】



③単線結線図【実績報告に必要】

太陽光発電設備等の設置にあたり、系統連系のために一般送配電事業者(九州電力送配電株式会社)に系統連系資料として提出した単線結線図の写しを提出してください。

(4) 施工前(交付申請)・施工後(実績報告)のカラー写真


① 共通

- 設備の設置前・設置後を見比べやすくするため、可能な限り類似する角度で撮影してください。
- ピントを合わせて撮影してください(特に銘板等の文字が読み取れないことがないように)。
- 必要に応じて台紙のページ数を増やしてください。
- 写真の縦・横比率は変えないでください。
- 申請書類作成時点の状況を撮影してください(WEBマップの航空写真等は使用不可)。
- カラー写真を撮影し、指定様式に写真を貼付してください(撮影箇所等の情報を補記していただく必要があるため、写真のみの提出は不可とします)。

② 施工前のカラー写真【交付申請に必要】


- 必要な撮影箇所は以下のとおりです。
 - ◆施工前の建物の全景(建物全体や屋根の状況がわかる角度から撮影)
 - ※WEBマップの航空写真等は使用不可
 - ◆補助対象設備・機器(見積書掲載分)の設置予定箇所(屋根裏や壁内等を除く)
 - ※太陽光パネルの設置予定箇所については、建物全景の写真に屋根が写っている場合は不要。
 - ※設置予定箇所の周囲の状況も分かるように撮影すること(設置予定箇所だけのアップは不可)。

【例：事業所全景の写真】

	撮影日	R 8 年 6 月 1 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事前	<input type="checkbox"/> 工事後
	<input checked="" type="checkbox"/> 建物全景	<input type="checkbox"/> 設備
	<input type="checkbox"/> 銘板 設備名 ()	
<メモ>		

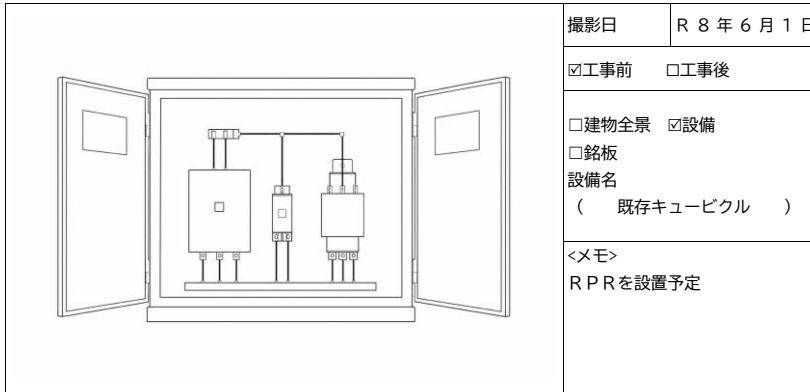
- 事業所全体が写る角度で撮影すること(屋根の状況が写るように)。

【例：補助対象設備(機器)の設置予定箇所の写真】

	撮影日	R 8 年 6 月 1 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事前	<input type="checkbox"/> 工事後
	<input type="checkbox"/> 建物全景	<input checked="" type="checkbox"/> 設備
	<input type="checkbox"/> 銘板 設備名 ()	
<メモ>		

- ケーブル等を設置する屋根裏や壁内等の写真は不要。
- 見積書に記載されている全ての設備(機器)を撮影する。
- 太陽光パネルの設置屋根が全景写真に写っていない場合は別途撮影すること。
- 設置予定箇所の周囲の状況が分かるように撮影すること(設置予定箇所だけのアップは不可)

【例：補助対象設備(機器)の設置予定箇所の写真】



- ケーブル等を設置する屋根裏や壁内等の写真は不要。
- 見積書に記載されている全ての設備(機器)を撮影すること。
- 設置予定箇所の周囲の状況が分かるように撮影すること(設置予定箇所だけのアップは不可)

(5) 施工後のカラー写真【実績報告に必要】

○実績報告用写真を撮影するときは、工事用黒板を入れて撮影すること(電子黒板も可)。

申請者名	(株)怡土志摩サービス
撮影日	令和 X年 Y月 ZZ日

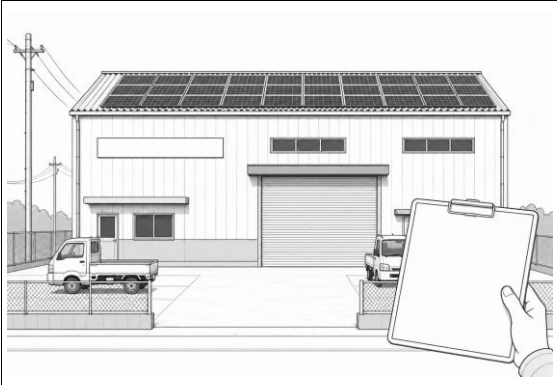
○必要な撮影箇所は以下のとおりです。

- ◆施工後の建物の全景(建物全体や太陽光パネルが載った屋根の状態がわかる角度から撮影すること)
- ◆補助対象設備・機器(見積書掲載分)の設置箇所(屋根裏や壁内等を除く)
 - ※太陽光パネルの設置箇所については、パネル枚数が確認できるように撮影し、1枚に収まらないときは複数の方角から確認できるように撮影すること。
 - ※設置箇所の周囲の状況も分かるように撮影すること(設置予定箇所だけのアップは不可)。
- ◆補助対象設備・機器(見積書掲載分)の銘板写真
 - ※型番、製造番号、蓄電容量、パワコンの定格出力等が記載されている銘板を撮影すること。
 - ※文字を読み取れるように撮影すること。
 - ※パネル、架台、ケーブル等の銘板は撮影不要。

○交付申請時と異なる箇所に設置した場合は、設置前に「施工前の設置箇所」も撮影し、実績報告時に施工前の写真も提出すること。

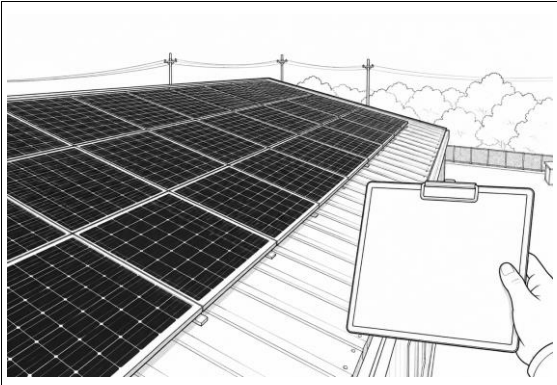
※設置位置の変更については、あらかじめ市に相談し、承認を得ること。

【例：事業所全景の写真】

	撮影日	R 8 年 1 2 月 1 日
	<input type="checkbox"/> 工事前	<input checked="" type="checkbox"/> 工事後
	<input checked="" type="checkbox"/> 建物全景	<input type="checkbox"/> 設備
	<input type="checkbox"/> 銘板 設備名 ()	
<メモ>		

○事業所全体が写る角度で撮影してください(太陽光パネルが載った屋根の状態が写るように)。


【例：補助対象設備(機器)の設置箇所の写真】

	撮影日	R 8 年 1 2 月 1 日
	<input type="checkbox"/> 工事前	<input checked="" type="checkbox"/> 工事後
	<input type="checkbox"/> 建物全景	<input checked="" type="checkbox"/> 設備
	<input type="checkbox"/> 銘板 設備名 (太陽光発電設備)	
<メモ> ●枚設置		

○架台、配線等の写真は不要。パネル枚数がわかるように撮影すること。

※1枚に収まらないときは複数方向から撮影すること(左の例では反対方向からの写真も必要)。

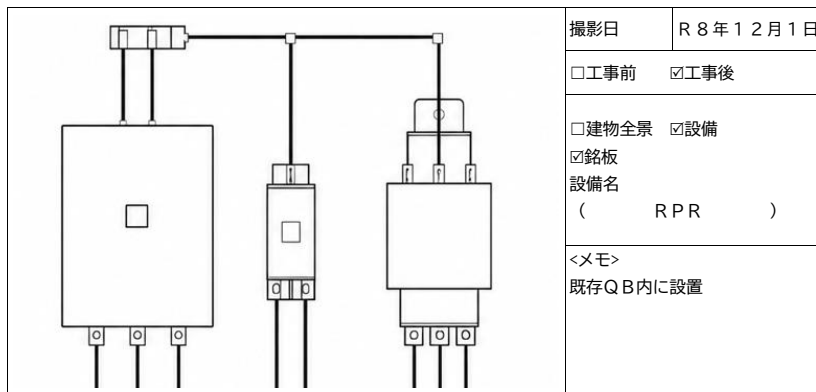
【例：補助対象設備(機器)の設置箇所の写真】

	撮影日	R 8 年 1 2 月 1 日
	<input type="checkbox"/> 工事前	<input checked="" type="checkbox"/> 工事後
	<input type="checkbox"/> 建物全景	<input type="checkbox"/> 設備
	<input checked="" type="checkbox"/> 銘板 設備名 (蓄電ユニット)	
<メモ>		

○見積書に記載されている全ての設備(機器)を撮影すること。

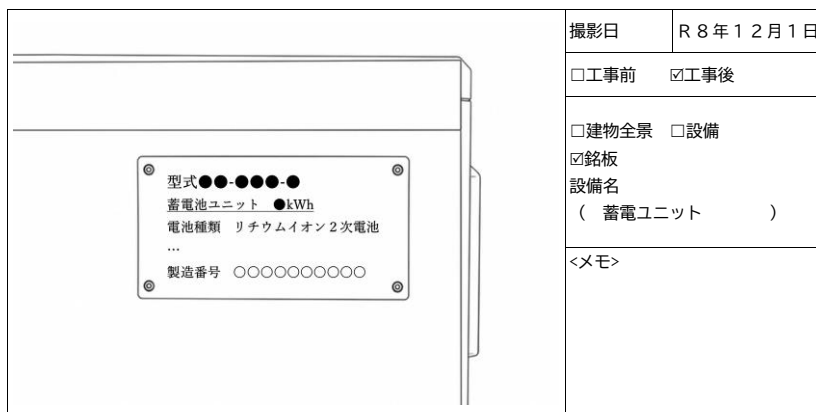
○設置箇所の周囲の状況が分かるように撮影すること。設置箇所だけのアップは不可。

【例：補助対象設備(機器)の設置箇所の写真】



- 見積書に記載されている全ての設備(機器)を撮影すること。
- 設置箇所の周囲の状況が分かるように撮影すること。設置箇所だけのアップは不可。

【例：補助対象設備(機器)の銘板写真】



- パネル、架台、ケーブル等の銘板写真は不要。
- 型番、製造番号、蓄電容量、パワコン定格出力等が掲載されている箇所を撮影する(文字を鮮明に読み取れるように)。
- 蓄電ユニットを例示しているが、他の設備の銘板も提出すること。

●補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費(これに要する運搬費、保管料を含む)
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費(公共工事設計労務単価表を参考とすること)
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
		附帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用(必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること)
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
	設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

<補助対象経費、補助対象外経費について>

- ・太陽光発電設備、蓄電池設備の共通経費は、任意の方法で配分すること(蓄電システム機器及び附帯機器は蓄電池設備に計上)。
- ・補助対象外経費の例
一般送配電事業者への接続検討申込費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、ソーラーカーポートのカーポート部及び設置費用、設置範囲を超える防水工事費用、産廃処理費用、既存設備の撤去費用、V2Hやエコキュート及びそれらの設置費用等

◎FAQ～よくある質問

Q1. 設備設置業者が代理申請を行うことはできますか。

A1. 設備設置業者(施工業者・販売店等)の方が代理申請を行うことはできません。

Q2. 受付は先着順とのことですが、申請書類に不備があった場合、どうなりますか。

A2. 申請書類が全て揃っている状態で「受付」とします。 不備があった場合、解消されるまで受け付けられません。その間に他の方の申請により予算額に達した場合、補助は受け付けられません。

Q3. 申請書類の提出方法を教えてください。

A3. ①環境政策課窓口への提出 (令和8年6月1日から窓口時間が9:00～16:45に短縮されます)

②郵送による提出 (申請期限の令和8年11月30日**必着**) ※インターネットメールは不可。

Q4. 予算額に達した場合、補助金を受けることはできませんか。

A4. 予算額に達した時点で募集を終了します。ただし、先に交付決定を受けた方が実施を取りやめた場合等に備え、「先着順に最大2件分の仮受付」を行います(交付決定の取消がない場合は補助できません)。

Q5. 国や市が実施している他の補助事業との併用はできますか。

A5. この補助金は国費を財源としており、国費による補助金を「同一設備」で複数受けることは認められません。 国の補助金を受ける設備が別々である場合は、併用可となる場合があります。なお、市が実施する「創エネルギーのまち・いとしま推進補助金」との併用は認めていません。

Q6. FIT(固定価格買取制度)やFIPの認定を受けてはいけない理由を教えてください。

A6. この補助金は国費を財源としています。FIT等の売電価格は、国費によって通常の売電価格より高くなっており、FIT等の売電と補助金による二重補助が禁じられています。

Q7. FIT(固定価格買取制度)やFIPの認定取得が不可であれば、売電できないということですか。

A7. 小売電気事業者への非FIT売電は可能です。ただし、発電電力量の50%以上を自家消費してください。

Q8. 設備を設置する事業所は自社の所有物件ではないのですが、補助対象となりますか。

A8. 自社の所有物件ではない場合、申請者自身の責任で土地及び家屋の所有者から設備設置の承諾(法定耐用年数(太陽光発電17年)を経過するまでの間、設備を設置・使用し続けること)を受けてください。

Q9. 申請者が補助対象設備を設置する事業所で事業を開始していない場合、補助対象となりますか。

A9. 現に事業を営んでいることを補助対象者の条件としているため、申請時点で事業を営んでいない場合、補助対象外となります。

Q10. 申請者や工事の発注者、代金の支払者等の名義は別々でもよいですか。

A10. 申請者、工事発注者、代金支払者、設備所有者、設備使用者、系統連系・電力受給契約者は原則として同一である必要があります。

Q11. 50%以上自家消費するためには、どのように設備を導入したらいいですか。

A11. 事業所における電気使用量を把握して検討する必要があります。スマートメーターが設置されている場合、九電WEBサイト(My九電)等で、事業所の時間帯別の電気使用量を調べることができます。

特に、蓄電池を設置せずに過大な発電設備を設置すると、休業日・時間の電気使用量が少ないため、売電が増え、50%以上自家消費することが難しくなります。自社の電気使用量に合う発電容量の導入、系統への逆潮流(売電)を防ぐ「RPR(逆電力継電器)」の設置等を検討してください。

Q12. 補助金額はいくらですか。

A12. 太陽光発電：出力(kW、整数) × 50,000円 ※上限20kW相当額。

蓄電池：補助対象経費(1kWhあたり上限額189,000円) × 1/3 ※上限20kWh相当額。

(事例)①太陽光パネル出力 23.1kW(パワコン出力 20.5kW) 補助対象経費 399万7,500円(税抜)

1kWあたり補助対象経費195,000円(=3,997,500÷20.5kW) > 1kWあたり補助額50,000円

50,000円 × 20kW※ = 1,000,000円

※パワーコンディショナーを複数台設置し、太陽光パネルの系列が複数ある場合は、系列ごとに出力値を求め、その合計をもとに補助金額を計算してください(例は1系列の場合です)。

②蓄電システム蓄電容量24kWh 補助対象経費 465万円(税抜)

1kWhあたり補助対象経費193,750円(=4,650,000÷24kWh)

> 1kWhあたり補助対象経費の上限(189,000円)超、補助額上限20kWh

189,000円 × 20kWh = 3,780,000円(補助対象経費)

3,780,000円 × 1/3 = 1,260,000円

※詳細は手引き3ページをご覧ください。

Q13. 既に太陽光発電や蓄電池を設置(または契約を締結)していますが、補助対象となりますか。

A13. 補助対象外です。市に交付申請を行い、交付決定を受けた後に着手する必要があります。

Q14. 申請書類を提出した後、すぐに設備の設置を開始してよいですか。

A14. 申請書類を提出した後でも、市から交付決定を受けるまで着手しないでください(着手には契約や発注等を含みます)。事前着手が判明した場合、交付不可の決定や交付決定の取消、補助金返還命令等の措置を行います。

※概ね30日以内に交付可否を決定しますが超過することがあります。その場合でも事前着手は認められません。日程に余裕をもって申請してください(交付決定を早めてほしい等の要望は受けられません)。

※契約書の契約日等を改変する行為(有印私文書偽造、補助金適正化法違反等)はおやめください。

Q15. 交付決定を受けた後、申請内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。

A15. 原則として「事業所太陽光発電等設置補助金変更等承認申請書」の提出が必要です。事前に市の承認が必要です。ただし、承認申請が不要となる場合があります。あらかじめご相談ください。

Q16. 交付決定を受けましたが一旦事業を取り下げ、あらためて申請してもよいですか。

A16. 本補助金の交付決定を受けられる回数は、各年度につき1回と定めています。既に交付決定を受けた場合、取り下げ後の再申請は受け付けません。

Q17. 補助金で導入する設備による売電で収益が発生した場合、補助金の返還が必要ですか。

A17. 事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。

○収益納付額 = (a - b) × (c / d) - e ※収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲。

a : 収益額 (補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計)

b : 控除額 (補助対象経費)

c : 補助金確定額

d : 補助事業に係る支出額 (補助事業の経費と補助事業終了後の追加経費の合計)

e : 納付額 (前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額)

※交付要綱第18条「相当の収益が生じた場合」は、収益【a】 - 控除額【b】 > 0 の場合をいいます。

糸島市は、令和8年1月1日、
「糸島市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



糸島市

●申請書類等提出・問い合わせ

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係(市役所3階5番窓口)

電話番号：092(332)2068

所在地：〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

受付時間：市役所開庁日の9:00~16:45 ※6月1日から短縮されました。

※土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日は閉庁日。



問合せフォーム